

指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第3回）議事要旨

1. 検討会の概要

○ 日 時 : 令和7年9月3日（水）10:30～11:45

○ 場 所 : 文部科学省旧庁舎6階第2講堂

○ 出席者 :

【委 員】 荒井委員、井田委員、釜井委員、北居委員、佐原委員、矢野委員、道家委員、戸松委員、富永委員、中山委員

【オブザーバー】 法務省大臣官房司法法制部関係官

【事務局】 増子文部科学事務次官（途中退席）、伊藤文化庁次長、森友文化庁審議官、塩原文化戦略官、前田文化庁宗務課長 ほか関係官

2. 議事概要

（1）委員間の意見交換

資料1及び資料2について事務局より説明があり、その後に委員間で意見交換（提出委員からの資料3について説明を含む。）がなされた。その際、次のような意見があった。

○清算人が届出債権の認否に当たって、消滅時効の援用や除斥期間の経過を主張しなかったとしても、善管注意義務違反とならない場合があると、指針の中に清算人の選択肢として明示することが適当ではないか。

○指定宗教法人の残余財産の引渡しを受けた帰属権利者によって、指定宗教法人が行ってきた行為と同様の被害が生じるのは、宗教法人法第50条の趣旨または解散命令請求制度を設けている趣旨に反するのは明らかではないかと考える。このことから、清算人は残余財産の帰属権利予定者についても調査できるものとして、帰属権利者において新たな被害が生じる危険性が認められるといったような場合は、その危険性が解消されたことが当該帰属権利者によって証明されたと言えるまでは残余財産を引渡さないことができるという趣旨の記載を設けることはできないか。

○被害者に対する弁済を担う財団への財産の引渡しは清算人の権限のみでできる場合があると考えられるところ、この検討会において議論し、議論の経過を議事要旨などに残しておくことが、清算が取り得る選択肢を示唆し、清算人の助けとなると考える。

○残余財産の帰属権利予定者に対する調査に関する提案については慎重に考えるべきである。あくまで現行の宗教法人法に則った上で丁寧に清算を進めるべきではないか。そもそも同様の被害が生じる場合というのは指定宗教法人と関連のある団体であるからであろうと考えられる。指針案においては、例えば「子会社等」についても調査をすることとしており、清算手続の中で現行法上可能な調査がなされるだろう。

○新たな被害が生ずる危険性が認められる場合には残余財産の引渡しを留保できる、又は危険性が解消されたことが当該帰属権利者によって証明されたと言えるまでは残余財産を引渡さないとの提案については、現行法上難しいのではないかと考える。指針に記載すると、指定宗教法人の被

害者からは対応が期待される一方で、帰属権利者からは、清算法人に対する引渡請求、清算人個人の善管注意義務違反を問う損害賠償請求がなされるおそれがあり、清算人は板挟みとなる。それでは清算人のなり手がなくなってしまうのではないか。指針に記載するのは控え、議論があったことを議事要旨に記録として残しておくことに留めるのが適当ではないか。

○残余財産全体に対してこのような記載をすることは難しいとしても、7ページ目に記載された、個別に財産を引き渡していく場合などに、指定宗教法人と同様の被害が生じる危険性があるかどうかを考慮する旨の記載を設けることはどうか。

○個別に財産を引渡していく場合などに、指定宗教法人と同様の被害が生じる危険性があるかどうかを考慮する旨の記載を設けることについては、当該部分に、法に違反する行為がなされるおそれの有無を考慮要素として書き加えることが考えられるかもしれない。

○御指摘部分について、事務局はどのような趣旨で記載しているか説明されたい。

○「宗教上の行為に用いる必要性の有無及び程度」を「考慮の上」引渡しをすると記載しており、「宗教上の行為」については、法令に違反していないことが指針上も条件として記載されており、事務局としては、委員御指摘の趣旨は含まれる案を作成している認識である。

○消滅時効の援用や除斥期間の経過に関する提案について、御提案の趣旨は理解するが、これらの主張の適否は、個別具体的な事実関係を踏まえ、信義則を踏まえた諸般の事情を考慮しながら決定していく、まさしく裁判事項となる部分であり、センシティブな問題である。これを指針で一定の方向付けをしてしまうことは慎重に考えることが適当ではないか。また、清算開始時点で、指定宗教法人の不法行為に関して裁判所に係属している事件がある場合、清算を監督する裁判所のみならず、係属中の事件を管轄する裁判所にも一定のメッセージを与えてしまうのではないか。

○指定宗教法人の行ってきた不法行為は、故意性の高い不法行為であろうと考えられ、当然、消滅時効を援用しないことが正当化される場合があるとは考える。指針に記載されれば、清算人が善管注意義務違反を問われにくくなるというメリットは考えられるが、清算人は、裁判所の監督の下で、いろいろな個別の事情を判断して清算にあたるどころ、指針に記載して一定の方向性が定められるとやりにくい部分もある。指針に記載するのではなく、このような議論があったことを議事要旨に記録として残しておくに留めることが、清算人としてはやりやすいのではないか。

○いずれの提案も、指針案の修正は要さず、この議論を議事要旨に記録として残すことで提案者の趣旨は実現されたと考えられる。

○議論が議事要旨に記録として残されれば、清算人の判断材料となる。指針に記載をすることまでは不要である。

○被害者に対する弁済を担う財団への財産の引渡しは清算人の権限のみでできることを確認すべきとの提案について、この財団に財産を拠出することは、債務の弁済という清算人の権限の範疇と考える見解は、個人的には魅力を感じる。ただし、監督裁判所がその考えに立ってくれるかどうかは確定的ではないため、指針に書ききってしまうことにはためらいがある。

そういったことを考えると、「清算人や帰属権利者を含む関係者」との記載を「清算人及び関係者」と記載するに留めておくことも考えられるのではないか。

- 財団への財産抛出は清算人の権限の範囲であるとの解釈をとらない場合、帰属権利者の合意なく清算人が被害者に対する弁済を担う財団へ財産を抛出したとき、帰属権利者としては、その抛出された財産も清算終了時に残っている財産であるから、残余財産であると主張して当該財産の引渡請求をしてくるおそれがある。そのため、この解釈が確定的でないことを考えると、御指摘の箇所は指針案のままとした方がよいのではないか。
- この議論を議事要旨に記録として残すことで修正案の修正は要しない。
- 原案のとおりとするとしたら、「清算人や帰属権利者を含む関係者において」という表現が、「被害者に対する弁済を担う財団を設ける等して」という部分や、財団を設けた後にまでかかるようにも読み取れ、そこまで帰属権利者が関与するように読まれるおそれがある。このため、この財団の性格について「公平中立な立場で担う財団」といった文言を置くことが望ましいのではないか。
- 意見の趣旨は妥当であり、検討会後に会長と相談して事務局において修正案を検討し、委員に結果を報告されたい。
- 政府が定める指針であるから、世論がどのように受け止めるかという視点も重要であると考えられる。実際の清算の場面では、便乗して、無関係な者が被害申告をするといった場合もあり得る。こういった場合に、指針に具体的に書きすぎてしまって、指針に書いてあるとおりに認定されないとなると、最悪の場合、やはり指針はダメではないかと世論に受け止められかねない。ある程度緩やかな書き方をして、実際の運用の幅を持たせることが適当ではないか。
- 一方で、政府が定めるものはフェアなものであるべきで、指定宗教法人であるとしても信教の自由に対する一定の配慮がなされたものと、宗教界は考えるのではないか。
- 世間一般や指定宗教法人の被害に向き合ってきた方からは、より強い対応を求める意見もあるかもしれないが、法律に照らして適切な対応を検討していくことは当然である。他方、清算人においてさらに踏み込んで対応を検討することは可能か。
- 指定宗教法人の清算人の職務は、一般の清算人を超えた公益的な立場から、通常の清算業務よりも中立性、言い換えれば被害者保護が要求されるものとなっている。指針案は清算人を後押しするものであるが、法律の限界があるところについては、権限がないこととなれば、清算人が善管注意義務違反を問われかねない。
- 今回の指針案は、指定宗教法人の被害者救済のためにどうあるべきかという点から作られたと評価している。一方で、世論のうちには、全ての財産を国庫に帰属させればよいといった極端な意見もあることに対しては、冷静に対応する必要があると考える。

意見交換の後、資料１及び資料２について、会議において資料１の修正案を検討することとされた部分の記載の修正を前提としつつ、その他の表現上の修正も会長に一任したうえで、了承された。